

3月定例教育委員会会議録

1	日 時	令和5年3月23日(木) 午後5時30分から午後7時15分まで
2	会 場	磐田市役所西庁舎3階特別会議室
3	出席者	山本敏治教育長、秋元富敏委員、鈴木好美委員、大橋弘和委員、阿部麻衣子委員
4	出席職員	藺田欣也教育部長、鈴木智也教育総務課長、内藤弘隆学府一体校推進室長、水野康代学校給食課長、小沼裕樹学校教育課長、岡本由紀子中央図書館長、竹内直文文化財課長、伊藤方伸地域づくり応援課長、鈴木雅樹スポーツ振興課長、伊東直久幼稚園保育園課長、大石修次放課後児童支援室長 (傍聴人1人)

(進行委員：鈴木好美委員)

1 開会

傍聴人について御報告いたします。本日の定例教育委員会に1名の方から傍聴したいと申出がありました。磐田市教育委員会傍聴人規則に基づき、認めたいと思いますので御了承願います。本日の司会進行は鈴木委員です。よろしく願います。

2 教育長あいさつ・教育長報告

本日はお忙しいなか、お集まりいただき誠にありがとうございます。先週は、卒園式、卒業式がありました。コロナ禍の中で、ここ3年間は、マスク着用が日常となっており、楽しい給食も黙食を強いられ、学校行事も縮小されるなど、子どもたちにとっては、様々な制限・制約の中で学校生活を送らざるを得ない状況が続いてきました。さらには、今まで経験をしたことのない2か月近くの休校も経験しました。教育者の東井義雄氏は、「川は岸のために流れているのではない。川のために岸ができていのである。子どもは学校のために来ているのではない。子どものために学校があるのである。」という言葉が述べられています。この3年間の学校は、果たして「子どものための学校」であったのかと、私自身、常に自問自答をしてきました。休校の期間中は、学校の役割や存在意義を改めて考えさせられました。卒園式、卒業式には、申し訳なささえ感じながら参加をさせていただきました。

式では、「コロナに負けるな」を合言葉に、授業や学校行事などみんなで力を合わせ様々な工夫をしてきたこと、みんなで支えあい、励ましあい、協力し合って取り組んできたこと、友達、仲間がいたから乗り越えることができたことなどの子どもたちのメッセージや歌、さらには、先生方、保護者の皆様方の言動等から、それぞれの思いがひしひしと伝わってきました。胸が熱くなりました。我慢を強いられてきた日々でしたが、子どもたちや先生方の創意工夫と保護者の皆様のご理解、ご協力により、子どもたちは確実に成長をしている、そんな確信を持つことができた式でした。子どもたちのしなやかな強さ、たくましさを感じました。この3年間の経験を糧に、大きく成長して行ってほしいと願うばかりです。

先日、「しずおか遺産」の認定証交付式が、旧見付学校でありました。本日の報告事項の中で、文化財課長から説明があるかと思いますが、本市及び森町、菊川市、松崎町の2市2町が申請をした「近代教育に情熱をかけたしずおか人の結晶」を、「しずおか遺産」の第一号として静岡県から認定をいただき、4市町を代表して本市が認定証をいただきました。今後は、「しずおか遺産」として、見付地区の皆様方や観光ボランティアの方々等の協力をいただきながら、見付地区にある旧見付学校を始めとする文化財を、県内外のより多くの方々に伝え、足を運んでいただけるよう努めていきたいと考えています。また、他の市町とも交流を深め、相乗効果が生まれるよう連携をしていくことも考えています。

さて、本日は、本年度最後の定例教育委員会となります。先日内示のあった令和5年4月1日付け人事異動により、本日の定例教育委員会が最後となる課長、室長の方がいらっしゃいます。長い方で3年、短い方で1年と勤務の長短はございますが、これまでご尽力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。それでは、本日は、多くの議題がございますが、どうぞよろしく願いいたします。

3 前回議事録の承認

2月16日定例会に関して

- ・修正の意見なし
- ・原案のとおり承認

4 教育部長報告

2月議会は全ての議案が議決され、無事に終了しました。一般質問につきましては、8人の議員から、学校教育関係を中心に、42問の質問が出されたのは前回お伝えしたとおりですが、詳細につきましては、今回資料を配付してありますので、御確認ください。人事案件では、副市長人事がありまして、現副市長の高橋由利子にかわり、内野昌美氏の同意をいただきました。内野氏は、現副市長と同じく静岡県職員で、現在、労働委員会事務局長をしております。任期は令和5年4月1日から4年間です。人権擁護委員の人事案件につきましては、2人が令和5年6月30日で任期満了となることから、再任という形で、議会の同意をいただきました。

5 議事

- ・議案第15号 磐田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- ・議案第16号 磐田市スポーツ推進委員の委嘱について

○本審議会委員は、磐田市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱するもので、今回、6名を委嘱するものです。任期は2年間、委員の定数は15名となっており、残りの委員は後日改めて報告します。

次に、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、事業実施に係る連絡調整並びにスポーツに関する指導及び助言を行うという役割を担っており、磐田市スポーツ推進委員規則第4条により、教育委員会が委嘱を行うと規定されています。今回委嘱する委員は55名で、任期は2年です。なお、本日の会議に間に合わなかった委員は後日改めて報告します。

<質疑・意見>

■スポーツ推進審議会の今後2年間、どのような内容、主だったテーマで進めていくのですか。

□スポーツ推進計画は市のスポーツに関する基本的な計画であります。その策定にあたって組織し、審議をお願いしたのが始まりであり、現在は、進捗状況等を報告し、意見等いただき、次年度の施策に反映していく役割を担っていただきます。

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第15号、議案第16号は原案どおり承認された。

- ・議案第17号 令和5年4月1日付け人事異動(教育委員会関係)について

○新しい課として放課後活動課が立ち上がり、課長職が1名増えます。現在の教育総務課内の放課後児童支援室は、放課後活動課の児童クラブグループとして移管します。また、部活動地域移行推進グ

ループが新たに立ち上がり、放課後活動課は2グループの組織となります。人事異動についてですが、学校給食課長、放課後児童支援室長は教育委員会から異動します。また、地域づくり応援課長、幼稚園保育園課長も異動となります。また、学府一体校推進室は、職員が1名増となります。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第17号は原案どおり承認された。

・議案第18号 磐田市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について

・議案第19号 磐田市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

・議案第20号 磐田市教育委員会公印規程の一部改正について

・議案第21号 磐田市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について

・議案第22号 磐田市教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則の一部改正について

○議案第18号は、来年度より磐田市埋蔵文化財センターの土曜・日曜の開所を行うことにより、職員の勤務時間をそれに合わせて割り当てることが可能になるように、規則を改正するものです。具体的には、埋蔵文化財センターは、祝日と年末年始以外全て開所となりますので、それに対応できる勤務時間の規則に改正するものです。

議案第19号は、新たに放課後活動課を設置することに伴い、事務局の組織が改編されるため改正するものです。具体的には、放課後活動課を規定すると同時に、放課後活動課が所掌する事務について定めるものになります。この規則は令和5年4月1日施行となります。

議案第20号は、放課後活動課が新たに立ち上がることにより、公印を作成する必要があります。よって、放課後活動課長印を新たに規定する公印規程の改正となります。

議案第21号は、定年引上げ等に伴って地方公務員法が改正されたことにより、短時間勤務の職を占める職員の定義として引用する条文を改正するものです。

議案第22号は、個人情報の保護に関する法律の改正により、従来市の個人情報保護条例が廃止され、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されたことに伴い、引用されている条例名を改正するものです。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は原案どおり承認された。

・議案第23号 磐田市語学指導を行う外国青年就業規則の廃止について

・議案第24号 磐田市学校運営協議会規則の一部改正について

・議案第25号 学校医の委嘱等について

○議案第23号の本規則は語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して本市の小・中学校に勤務する外国語指導助手の任用条件を定めることを目的に制定されましたが、現在本市の外国語指導助手の18人は、市の直接雇用及び委託事業で任用されており、本規則を活用していません。外国語指導助手の雇用に本規則を10年近く活用していないことに加え、当面の間は本規則を活用する計画がないため、

廃止するものです。

議案第24号は、磐田市情報公開条例の一部改正により、引用している条文にずれが生じたことから、改正するものです。

議案第25号は、今回、退職される学校医、薬剤師がいましたので、新たに学校医で4名、薬剤師で6名を委嘱するものです。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第23号、議案第24号、議案第25号は原案どおり承認された。

・議案第26号 園医・園薬剤師の委嘱について

○磐田市立幼稚園管理規則第17条において、幼稚園の園医、歯科医及び薬剤師は、園長の意見を聴いて教育委員会が委嘱することと定められています。今回、交代、退任の関係で、新たに園医1名、薬剤師4名を委嘱するものです。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第26号は原案どおり承認された。

6 報告事項

(1) 地域づくり応援課

<質疑・意見>

■多文化交流サッカー大会は、どのような感じでしたか。また、定例で開催していきますか。

□外国人のグループや、静岡産業大学、常葉大学のサッカー部OBが、それぞれチームをつくって交流試合をやりました。同じ会場では、障害者のサッカーもやっていて、多文化交流の推進になったと思います。

今回、外国人コミュニティーに声をかけ初めて開催しましたが、新年度にダイバーシティ推進室ができることもあり、毎年開催していけたらいいと思います。

(2) スポーツ振興課

<質疑・意見>

なし

(3) 文化振興課

<質疑・意見>

なし

(4) 幼稚園保育園課

<質疑・意見>

■ステップアップ研修、マネジメント研修、ミドルリーダー研修とはどのようなものですか。

□職員の経験に応じた研修プログラムです。対象である初任者、ライン主任、副主任それぞれが、これ

から望まれる身につけてほしいスキル経験を踏ませるため、経験年数で割り振り、各園からバランスよく出席できる形としています。ライン主任とは、園長を補佐する主任であり、今後園長候補として育成をしていきます。

(5) 教育総務課

- ・磐田市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱の制定について
- ・放課後児童クラブの運営について

○民間が経営する放課後児童クラブにおいて、通所時等における子供の安全を確保する目的で制定するものです。安全装置を導入する児童クラブに一定の金額を補助するもので、補助額は17万5,000円、10分の10の補助となります。

続きまして、放課後児童クラブの運営についてですが、春休み期間における増設予定児童クラブは、4つの会場で開催し、93名が利用されています。今年度の期首・期末比較ですが、待機児童数は減となりましたが、最終的に25名の方が待機という状況です。

<質疑・意見>

なし

(6) 学校給食課

<質疑・意見>

なし

(7) 学校教育課

- ・磐田市教育支援センター設置要綱の一部改正について（当日資料）

○不登校児童生徒の居場所づくり及び保護者のケアの充実を図るために、教育支援センターを増設するもので、通称「あすなる2」を加えるための要綱の一部改正となります。

- ・産業医の委嘱について

○産業医の委嘱ということで、1年で契約しています。4月1日から城山中学校にお願いするものです。

- ・第2次磐田市学校教育情報化推進計画について（別添）

○この計画は、本市における学校の教育の情報化の基本的な考え方と、進むべき方向性を明らかにするとともに、磐田市教育大綱に掲げる目標の達成と、各種施策の確実な実行を推進するための個別具体的な行動計画として、策定したものになります。

ICT環境の整備は、第1次推進計画、そしてGIGAスクール構想整備が今年3月で終了。今回、第2次推進計画が令和8年3月までの計画となります。

本市における学校教育の情報化の課題ですが、だいぶ情報化が進んでいるわけですが、本市においては、収集した情報を子供たちが吟味したり、判断したり、分析したりする力に課題があると捉えています。やはり、それら課題解決に必要な情報の取捨選択、分析する力を高めるばかりではなく、まとめ発信していくところまで、今後育成していくところを計画の中に織り込んでいます。

基本目標として、4つの基本目標を定めました。1つ目として、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成。2つ目として、教員のICT活用指導力の向上。3つ目として、ICTを活用するための環境整備の推進。4つ目として、ICT推進体制の整備と校務改善を基本に進めてまいりたいと思います。

- ・令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（別添）

○調査の対象は小学校5年、中学校2年生になります。全体的には、磐田市は、全国、県の平均をある程度上回っているということで、まずまずの結果が出ております。課題としては、小学生では、20mシ

ャトルランの男子が 45.67 回、全国、県に比べると少し下回っており、女子も 36.05 回と、全国、県を下回っている状況です。続いて中学生ですが、握力の男子が 28.11Kg で、全国、県を下回っており、女子も 22.84Kg で、全国、県を下回っています。中学生のハンドボール投げの男子が 20.14m、女子が 12.41m で、全国、県を少し下回っています。小学校では 20m シャトルラン、中学校では握力、ハンドボール投げというところが少し、本市の課題となります。

また、質問紙調査の課題としては、「平日、学習以外で 1 日にどれくらいの時間、テレビや DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか（3 時間以上見ている人の割合）」という調査で、小学生、中学生ともに年々増加傾向にあり、全国と同様ほぼ右肩上がりに上がっているのが課題と捉えております。

今後に向けては、県が行っている学校体育実技指導者派遣事業や教員向け研修会などの周知を図りながら、さらに体育・保健体育の授業の充実を図りたいと考えております。また、本市としても、体力向上に向けた組織を立ち上げて、対策を研究していきたいと考えております。

< 質疑・意見 >

○全国的に体力が落ちているということで、コロナの影響で体力が落ちているのは否めないかなと思います。その代わりにテレビ、パソコン、スマホ見ているという傾向があるということで、全国で何とかしなければいけないと皆さんが思っています。学校の体育の時間は同じなのに、それ以外の運動時間が、かなり減ってきているのが、ちょっと心配です。今後、どういう対策をするか、学校の体育以外でも考えなければいけないところがあると思います。卒業式に出たときに、今年の 6 年生は 4 年生で歌をやっていないから、歌い方を知らなくて、声の出し方を知らないということを校長先生がおっしゃっていました。やはりマスクをして 3 年間過ごしたことによって、いろいろなところに影響が出ていることに衝撃を受けましたので対策を講じていきたいと思えます。

■食育推進委員会は、どのようなものですか。

□各学校の栄養教諭等が集まり、子供たちに栄養指導する実践を持ち寄ったり、課題を話し合ったりするものになります。

(8) 中央図書館

・令和 5 年度竜洋図書館の空調設備改修工事に伴う臨時休館期間について

○4 月から竜洋図書館の空調改修、空調設備改修工事に伴い、令和 5 年の 4 月 14 日から 21 日まで臨時休館が必要となりましたので報告します。

・令和 5 年度磐田市立豊田北部小学校及び磐田市立豊田中学校の学校図書館の開館時間について

○磐田市立小中学校図書館開放事業実施要綱に基づき、ながふじ図書館の開館をしています。開館時間が午前 9 時から午後 4 時 30 分までと規定されていますが、令和 5 年度より午前 9 時から午後 4 時 15 分までに変更する必要が生じたため報告します。

これは、教員の勤務時間の変更に合わせて、ながふじ図書館の会計年度任用職員の勤務時間を変更するため、開館時間を短縮するものです。なお、学校図書館の開放事業のため、学校の運営に合わせるもので、利用者には影響は生じないと考えています。また、来年度要綱の改正が必要になりましたら、その都度やらせていただきたいと思います。

< 質疑・意見 >

■こども向けスペシャルおはなし会とは、どういうものですか。

□図書館の職員がストーリーテリングをするもので、子供読書の日に合わせて開催するものです。ストーリーテリングは、平日でも結構集まっていたいただいて、30 人から 40 人ぐらいの親御さんに聞いていただいております。定期的に開催しており、リピーターの方に聞いていただいております。

(9) 文化財課

○まず、「しずおか遺産認定式」ですが、冒頭で教育長から御紹介いただきました。来年、構成資産を持つ市町で集まり情報交換をするなど、横のつながり含めて試行錯誤していきたいと思えます。

2点目、実施事業の予定の「家康の遺香展」ですが、4月22日から香りの博物館を会場に行います。皆さんに案内のチラシをお配りしましたので、ぜひお越しいただければと思っております。酒井の太鼓も修理が終わり納品されました。

3点目、3月15日に「第2回磐田市文化財保護審議会」を開催しまして、「連福寺古墳出土の三角縁神獣鏡」の審議を行い、答申をいただきました。本日は間に合いませんでしたので、次回に審議いただき決定をしていきたいと思っております。

最後ですが、遠江国分寺跡の基壇の完成記念見学会ですが、これも今日、チラシをお配りしました。いま、天気具合を見ながら、一生懸命最後の工事を進めており、本当にぎりぎりの日程ですが、4月1日に間に合わせるように作業を行っております。職員の説明は午前・午後2回行います。ぜひ、お越しいただければと思えます。

7 協議事項

8 その他

教育長職務代理者の決定についてですが、教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条によって、教育長が指名することとなっています。ただし、任期については定めがないため、本市では、任期を1年としており、毎年度、この3月の定例教育委員会で、教育長が翌年度の職務代理者を指名しています。通年に倣って令和5年度の教育長職務代理者についてですが、今年度については、鈴木好美委員を指名したいと思えます。よろしくお願ひします。

9 次回の開催予定

・定例教育委員会

日時：令和5年4月28日（金）午後5時30分から

会場：市役所西庁舎3階 特別会議室

10 閉会